

## 香川県酒類販売業支援金に関するよくある質問

問1 支給対象となるのは、どのような事業者ですか。

【回答】香川県内に本店若しくは主たる事業所を有している中小法人等又は香川県内に住居を有している個人事業者等であって、酒税法に規定する酒類製造免許又は酒類販売業免許を受けている者としています。

ただし、次の者は支給対象となりません。

- ・香川県の令和3年8月又は9月における飲食店の営業時間短縮協力金や大規模施設営業時間短縮協力金の支給対象となっている事業者
- ・香川県以外の地方公共団体の令和3年8月又は9月における休業・営業時間短縮の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者（休業等を要請された大規模施設内のテナントを含む）

問2 支給対象となる要件は、どのようなものですか。

【回答】支給要件は、次の(ア)～(オ)での全ての要件を満たすこととしています。

- (ア) 県の営業時間短縮や酒類提供停止等の要請（まん延防止重点措置として令和3年8月20日から同年9月30日に実施したものに限る。）に応じた高松市内の飲食店との直接又は間接の反復継続した取引実績があること
- (イ) 県の酒類提供停止等の要請の影響により、令和3年8月、9月のいずれか（以下「対象月」という。）において、次の①又は②のとおり売上が減少したこと
- ① 「対象月」の売上が、「令和2年の対象月同月」又は「令和元年の対象月同月」の売上と比べて30%以上減少
- ② 「対象月」の売上が、「令和2年の対象月同月」又は「令和元年の対象月同月」の売上と比べて15%以上30%未満減少し、かつ、「対象月前月」の売上が、「令和2年の対象月前月」又は「令和元年の対象月前月」の売上と比べて15%以上減少
- (ウ) 上記(イ)①に該当する場合であって、売上減少割合が50%以上の場合は、対象月に係る国の月次支援金を受給していること
- (エ) 令和3年3月31日以前から県内で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること。また、申請時点で、事業の継続・立て直しのための取組みを行っていること
- (オ) 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること

問3 高松市内の飲食店とは直接又は間接の取引はありませんが、高松市以外の地域の飲食店との取引の売上減の影響によって支給要件で定める売上減少割合となった場合も申請が可能ですか。

【回答】申請はできません。この支援金は、まん延防止重点措置として行った高松市内の飲食店に対する営業時間短縮や酒類提供停止の要請により影響を受けた酒類販売事業者の方を支援するものです。

問4 支給要件の「高松市内の飲食店との直接又は間接の反復継続した取引実績があること」とはどのような場合を指しますか。

【回答】令和元年及び令和2年において、申請に係る対象月（令和3年8月又は9月）と同じ月に、それぞれ複数回の取引を行っていることを指します。

ただし、契約形態等により複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば可とします。

問5 支給要件の「高松市内の飲食店との直接又は間接の反復継続した取引実績がある」ためには、令和元年及び令和2年のそれぞれの年で8月又は9月に取引を行っていることが必要になるとのことですが、いずれかの年の取引実績では不十分でしょうか。

【回答】不十分です。この支援金は、国の月次支援金に上乗せ又は売上減少割合の要件を緩和することにより、酒類販売事業者の皆様を支援するものです。

国の月次支援金では、事業者の方の取引が緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響を受けたことを確認するため、当該取引が反復継続していることが求められており、それを裏付けるものとして2か年度の取引実績があることを見ることがとじていますので、この支援金も同様の判断を行うこととしています。

ただし、平成31年1月1日から令和3年3月31日までに法人設立又は開業し、令和元年8月又は9月や令和2年8月又は9月に十分な取引実績がない場合には、新規開業等特例として、可能な限りこれらの月に近い2つの任意の1か月以内の期間の取引実績を申告していただくこととしています。

問6 事業者全体では支給要件を満たさないが、一部の事業単位では売上が大幅に減少しており、支給要件を満たす場合は、支給対象となりますか。

【回答】この支援金は、国の月次支援金と同様に事業者単位で支給を行うものであり、事業者全体で支給要件を満たさなければ、支給対象となりません。例えば、複数の事業を営んでいる場合、事業所全ての対象月（令和3年8月又は9月）の売上を合計し、令和元年又は令和2年の同月と比較して判断します。

問7 支給額は、どのように計算しますか。

【回答】この支援金の支給額は、対象月（令和3年8月又は9月）のうち支給要件を満たす月ごとに、次のとおり算出した額を合計した額となります。

売上の減少割合	1事業者当たりの支給額 (ひと月当たり)	支給上限額 (ひと月当たり)
15%以上 30%未満 (前月も15%以上 減の場合に限る)	【「令和2年の対象月同月」又は 「令和元年の対象月同月」の売上】 －【対象月の売上】	中小法人等：20万円 個人事業者等：10万円
30%以上 50%未満		
50%以上 70%未満	【「令和2年の対象月同月」又は 「令和元年の対象月同月」の売上】 －【対象月の売上】 －【20万円（中小法人等）又は 10万円（個人事業者等）】	中小法人等：40万円 個人事業者等：20万円
70%以上 90%未満		
90%以上		中小法人等：60万円 個人事業者等：30万円

問8 売上減少割合が50%以上の場合は、対象月（令和3年8月又は9月）に係る国の月次支援金を受給していることが支給要件とされていますが、いずれかの月の月次支援金の給付決定がまだです。この場合であっても令和3年8月分及び9月分の支援金を申請することが可能でしょうか。それとも、月次支援金が給付決定となった順に8月分と9月分を別けて申請する必要があるでしょうか。

【回答】令和3年8月と9月の両月分の支援金の支給を受けようとする場合、両月分を別けて申請することはできず、申請は1回で行う必要があります。

月次支援金の申請はしているものの給付決定となっていない場合（審査中の場合）に支援金の申請をするときは、給付決定が分かる書類の写しに代えて、月次支援金申請サイトのマイページに表示される申請後の内容確認画面を印刷して申請し、月次支援金の給付決定後に、改めて給付決定が分かる書類をご提出ください。この場合、支援金のお支払いは、両月分の月次支援金の給付決定のいずれもが確認できた後となります。

問9 国（中小企業庁）の月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）や香川県の営業継続応援金（第3次）と併給することは可能ですか。

【回答】併給が可能です。

問10 国（中小企業庁）の月次支援金（緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金）の申請はどのようにすればよいでしょうか。

【回答】月次支援金申請サイトでご確認ください。  
<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin>

